

その他補足資料

リスク・副作用等の情報提供が求められる自由診療の範囲について

論 点

- 広告可能事項の限定解除の条件を定めた省令案において、自由診療の場合に限り、治療等の内容、リスク・副作用等について情報提供を求めることとしている。
- 予防接種が省令案に規定する自由診療に該当するかが問題となる。

現行広告規制上の整理

(1) 広告告示

- ・ 法に基づき広告可能事項を定めているが、自由診療については以下のとおり、予防接種等のサービスと区別して以下のように規定

①自由診療＝「(医療保険各法等の対象とならない)検査及び手術その他の治療方法」
(医療法第6条の5第1項第11号(提供される医療の内容)に基づく広告告示第2条第4号等)

②健康診査、保健指導、健康相談及び予防接種
(医療法第6条の5第1項第13号(その他各号に準じるもの))

(2) 医療広告ガイドライン

- ・ 法に基づく広告可能事項の詳細な運用を定めているが、広告告示と同様に自由診療については予防接種等とは切り分けて説明

対応方針案

- ① 省令案に規定する自由診療の範囲については、広告告示・医療広告ガイドラインを踏襲し、「検査・手術その他の治療の方法」に限定することとしてはどうか。
- ② この場合、予防段階の措置にあたる予防接種については、「検査・手術その他の治療の方法」に該当しないこととしてはどうか。

医療法施行規則等の一部を改正する省令(案)による改正後の医療法施行規則<抜粋>
(前略)

第一条の九の二 法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。ただし、第三号及び第四号に掲げる要件については、自由診療(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第一項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養の給付等並びに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和三十五年厚生省令第三十六号)第一条第一項に規定する公費負担医療に係る給付の対象とならない検査、手術その他の治療をいう。以下同じ。)について情報を提供する場合に限る。

一・二 (略)

三 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること

四 自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること

ネットパトロールの進捗状況について

実績表(2017年8月～12月パトロール分)

①審査件数 (ウェブサイト数)	②不適切な表示が 見られたウェブサイト数	③通知件数
730	85	112

※上記は1月18日時点における累計数。③は現在手続き中のものを含まない。

1つのウェブサイトに複数の医療機関を掲載している場合、そのウェブサイトに係る通知は複数の医療機関に及ぶため、②と③の累計数は必ずしも一致しない(②<③)。

〈不適切な表示の例〉

- 国内最高峰の〇〇治療を行うクリニック
- 〇〇満足度ランキング △△部門 全国総合 第1位
- この夏おすすめ！特別プラン
- 誰でも、どんな〇〇にも治療効果が期待できます
- 自由診療のうち医薬品医療機器等法の承認を得ていない医薬品又は医療機器を用いる脱毛治療
- 最先端医療のがん〇〇療法に副作用はありません
- モデルも通う、〇〇クリニック